

後期高齢者医療制度のお知らせ ~保険証(被保険者証)の一斉更新について~

◆保険証が新しくなります(黄色→水色)

現在、ご使用の黄色の保険証の有効期限が令和6年7月31日(水)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。
- 保険証が廃止される令和6年12月1日までは、紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課戸籍保険グループまでお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	59011000
北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)	

◆減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(黄緑色→橙色)

現在、ご使用の黄緑色の減額認定証および限度証の有効期限が、令和6年7月31日(水)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、住民課戸籍保険グループへ申請してください。※有効期間は1年間です。

■減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
発行人氏名	〇〇年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	59011000
北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)	

■限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	59011000
北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)	

◆7月の保険証送付時に個人番号の下4ケタをお知らせします

7月中旬に新しい保険証をお送りしますが、その際に個人番号の下4ケタを右図イメージのように、あわせてお知らせしますので、お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と相違がないか、ご確認ください。

※実際の送付時に右図イメージから変わる可能性があります。

表面(イメージ)

<p>被保険者証</p> <p><注意事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者証を、線に沿って切り離してください。 2 被保険者証は、大切に保管してください。 3 被保険者証の裏面に「機器提供意思表示欄」を設けております。詳しくは説明してありますチラシをご覧ください。 <p>後期高齢者医療制度で登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)</p> <p>個人番号</p> <p>xxxx xxxx 1234</p> <p>※上記、個人番号は後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表しています。(詳細は裏面参照)</p>	<p>(下の線に沿って数回折ると、切り離しやすくなります。)</p> <p>後期高齢者医療被保険者証</p>
---	--

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 または 住民課 戸籍保険グループ

住民課窓口にて行う、マイナンバーカードの休日・夜間申請サポートおよび交付を希望される方は、随時事前予約が必要です。予約をしていない方の対応はできませんのでご注意ください。窓口の混雑状況などにより、ご希望に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。■申し込み・問い合わせ先 住民課 戸籍保険グループ

